

類別及び一般的名称： 機械器具（80）はり又はきゅう用器具

毫鍼（再使用可能な毫鍼）

一般医療機器（35207001）

は り

【警告】

- ・ 鍼は多種多様な製品（寸法、線径、材質）がありそれぞれ性能が異なること、また術技鍼法により1本の鍼の性能及び耐久性（使用限度）が異なることを充分理解の上、使用のこと。
- ・ 鍼を誤った使用方法で使用しないこと。

【禁忌・禁止】

使用方法

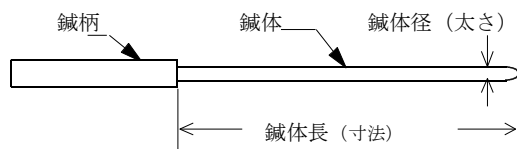
- ・ 消毒後、使用のこと。
- ・ 刺入時、鍼体長の1/3以上を残して刺入のこと。
- ・ 屈折した鍼は、使用しないこと。

【原則禁忌】

妊婦、救急事態もしくは手術を必要とする場合、悪性腫瘍、出血性疾患、金属アレルギーのある患者。上記患者には適用しないことを原則とするが、特に必要な場合は慎重に適用のこと。

【形状・構造等】

・ 各部名称



・ 鍼体組成

- 金（金鍼）。
- 銀（銀鍼）。
- ステンレス（ステンレス鍼）。

本添付文書に該当する鍼の 鍼体長（寸法）、鍼体径（太さ）、鍼体材質等は、包装表示に記載。

【性能、使用目的、効能又は効果】

はり師が個々に治療する。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

医家向けであり、医師及びはり師以外の人は使用しないこと。

2. その他の注意

- ・ 感染防止に留意し使用のこと。
- ・ 通電治療、灸頭鍼として使用するときはステンレス鍼を使用のこと。またハンダ付けの鍼は通電治療、灸頭鍼として使用しないこと。
- ・ 鍼電極治療器と併用して使用する場合、使用する鍼の寸法等の選定、操作方法は併用する医療機器の添付文書等の指示に従うこと。
- ・ 灸頭鍼をすることを目的に艾と併用して使用する場合、艾の落下、鍼体部分が高温になることによるやけど等に充分注意し、併用する艾の取り扱い説明書の指示に従うこと。
- ・ 使用方法を問わず、製品に屈折、変色、破損等の異常が認められる場合は使用しないこと。
- ・ 使用前は鍼体部分を消毒し、刺入部位をアルコール等で消毒後使用のこと。
- ・ 再利用時は、再消毒をして使用のこと。消毒は品質の変質、劣化をきたすため、異常が認められる鍼は使用しないこと。
- ・ 刺入鍼が抜けなくなった時は、無理に抜こうとせず、筋を弛緩させるなどの処置後、ゆるやかに抜鍼すること。
- ・ 鍼治療中は、患者から離れず、患者の緊張を取り除き咳などにも注意しながら施術のこと。
- ・ 小児及び高齢者等への適用に当たっては、急激なショック等を与えないよう慎重に施術すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

温度・湿度に影響されず、直射日光、埃、塩分、硫黄分、その他化学物質にさらされない衛生的な所に保管すること。変形や損傷の原因となりうる硬い物への接触や衝撃を避ける。

【包装】

1～50本単位

【製造業者及び製造販売業者の氏名又は名称及び住所等】

製造業者及び製造販売業者

： 青木実意商店 青木 常郎

住 所： 東京都豊島区目白2-3-2

電話番号： 03-3971-5670